

特例施設占有者 申請手続きのご案内

(代表 Ver.3.1)

兵庫県警察本部会計課

[お知らせ]

1 受付方法

指定申請に必要な書類は別紙のとおりですので、ご参照の上、下記まで提出又は郵送していただきますようお願いいたします。

なお、管轄警察署会計課に持参し、警察本部への送付を依頼していただくことも可能です。

※ 事務処理等の都合上、ご持参いただく場合は、

開庁日の午前8時30分から午後5時15分までの間に

下記又は管轄警察署会計課までご一報の上、来庁いただきますようお願いいたします。

[提出・郵送宛先]

〒650-8510

兵庫県神戸市中央区下山手通5丁目4番1号

兵庫県警察本部会計課監査第三係 宛

078-341-7441 (内線2521~3)

2 必要書類作成上留意をお願いすること

- (1) 審査、指定の対象は兵庫県内所在の事業者に限られます。
- (2) 申請は原則として1店舗（営業所）ごととなりますが、グループ会社、系列店舗については、県内所在の代表店舗等から一括で申請書を提出できます。この場合におきましても、店舗ごとの必要書類（物件保管書）を添付して下さい。
- (3) 各書類の作成日付は、提出される日付でお願いします。

3 その他

この件に関するご質問は、上記1の提出・郵送宛先までお願いします。

指定申請に必要な書類

| 申請者 | 書類 | 記載事項等 |
|-----------------------|---|---|
| | ※ 指定申請書 (別添1参照) | <ul style="list-style-type: none"> 法人の代表者氏名 施設の名称及びその所在地（移動施設の場合は、その概要及び移動の範囲） 物件の保管場所 施設における推定による1箇月間の遺失物法第4条第2項の規定により交付を受け、又は自ら拾得をする物件の数及びその算出の基礎 |
| | 登記事項証明書 | <ul style="list-style-type: none"> 法人の登記事項証明書（履歴事項全部証明書） |
| | 定款 | <ul style="list-style-type: none"> 定款又は定款に代わる書面（原本証明してあるもの） |
| | 住民票 | <ul style="list-style-type: none"> 法人代表者のもの 委任する場合は委任者のもの 住民票は本籍（国籍等）が記載されているものに限ります。 <u>マイナンバーが記載されていないもの</u>に限ります。 |
| | ※ 誓約書 (別添2参照) | <ul style="list-style-type: none"> 法人代表者のもの 委任する場合は委任者のもの 破産手続開始の決定を受け復権を得ない者、拘禁刑以上の刑に処せられ、又は刑法第235条（窃盗罪）、第243条（同法第235条の未遂罪に係る部分に限る。）、第247条（背任罪）、第256条第2項（盗品譲り受け罪等）若しくは第261条（器物損壊罪等）に規定する罪若しくは法に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることなくなった日から起算して2年を経過しない者、精神機能障害により特例施設占有者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適正に行うことができない者のいずれにも該当しないことを誓約して下さい。 |
| ※ 物件保管書 (別添3参照) | <ul style="list-style-type: none"> 物件の保管を行うための施設の概要（施設の位置、広さ等のほか施錠等の設備の有無等） 物件の保管を行うための人的体制の概要（物件の保管業務に従事する人員、責任者等） 保管場所の図面及び写真を添付 | |
| 個人 | 指定申請書 | <ul style="list-style-type: none"> 氏名等 施設の名称及びその所在地（移動施設の場合は、その概要及び移動の範囲） 物件の保管場所 施設における推定による1箇月間の遺失物法第4条第2項の規定により交付を受け、又は自ら拾得をする物件の数及びその算出の基礎 |
| | 住民票 | 上記法人欄参照 |
| | 誓約書 | 上記法人欄参照 |
| | 物件保管書 | 上記法人欄参照 |

※ 印の書類については、書式のサンプルを添付させていただいておりますが、必要な事項が全て記載されていれば、任意の様式でも結構です。

指定申請書

遺失物法施行規則第 28 条第 1 項の規定により指定を申請します。

令和 年 月 日

兵庫県公安委員会 殿

申請者の氏名又は名称及び住所又は所在地

| | |
|---|--|
| 氏 又 は 名 称 | (ふりがな) 住所 又 は 地 址 電話 () - 番 |
| 住所 又 は 地 址 | (ふりがな) 法人にあっては、その 代 表 者 の 氏 名 |
| 施設の名称及び所在地 〔移動施設にあっては、 その概要及び移動の範囲〕 | |
| 物件の保管の場所 | |
| 物件の数及び その算出の基礎 | |

(記載例)

指定申請書

遺失物法施行規則第 28 条第 1 項の規定により指定を申請します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

兵庫県公安委員会 殿

申請者の氏名又は名称及び住所又は所在地

兵庫県神戸市〇〇区〇〇町〇番〇号
 株式会社 〇 〇 〇 〇
 代表取締役社長 〇 〇 〇 〇

| | |
|---|--|
| 氏名 (ふりがな) 又は 名称 | 〇 〇 〇 〇 株式会社 〇 〇 〇 〇 |
| 住所 又は 所在地 | 兵庫県神戸市〇〇区〇〇町〇番〇号 電話 (〇〇〇) 〇〇〇- 〇〇〇〇 番 |
| 法人にあっては、その 代表者の氏名 (ふりがな) | 〇 〇 〇 〇 代表取締役社長 〇 〇 〇 〇 |
| 施設の名称及び所在地 〔移動施設にあっては、 その概要及び移動の範囲〕 | 兵庫県神戸市〇〇区〇〇町〇番〇号 〇〇〇〇本館 兵庫県神戸市〇〇区〇〇町〇番〇号 〇〇〇〇別館 |
| 物件の保管の場所 | 兵庫県神戸市〇〇区〇〇町〇番〇号 |
| 物件の数及び その算出の基礎 | 交付を受け、又は自ら拾得をする物件の件数 〇〇〇〇本館 年間約〇〇〇件 (月間約〇〇件) 〇〇〇〇別館 年間約〇〇〇件 (月間約〇〇件) |

誓約書

私は、当施設の拾得業務に係る責任者であり、遺失物法施行令第5条第5号ロ(1)から(3)に掲げる

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は刑法（明治40年法律第45号）第235条、第243条（同法第235条の未遂罪に係る部分に限る。）、第247条、第254条、第256条第2項若しくは第261条に規定する罪若しくは遺失物法に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 3 精神機能の障害により特例施設占有者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

のいずれにも該当しないことを誓約します。

兵庫県公安委員会 殿

令和 年 月 日

住所

氏名

(記載例)

誓約書

私は、当施設の拾得業務に係る責任者であり、遺失物法施行令第5条第5号ロ(1)から(3)に掲げる

- 1 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- 2 拘禁刑以上の刑に処せられ、又は刑法（明治40年法律第45号）第235条、第243条（同法第235条の未遂罪に係る部分に限る。）、第247条、第254条、第256条第2項若しくは第261条に規定する罪若しくは遺失物法に規定する罪を犯して罰金の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることのなくなった日から起算して2年を経過しない者
- 3 精神機能の障害により特例施設占有者の業務を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者

のいずれにも該当しないことを誓約します。

兵庫県公安委員会 殿

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住所 兵庫県神戸市〇〇区〇〇町〇番〇号
株式会社 〇 〇 〇 〇

代表取締役社長

氏名 〇 〇 〇 〇

[物件保管書]

物件の保管を行うための施設及び人的体制の概要

施設の名称及び所在地（移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲）

| | |
|------------------------|--|
| 物件の保管を行う ための施設の概要 | |
| 物件の保管を行うための 人的体制の概要 | |

[物件保管書]

(記載例)

物件の保管を行うための施設及び人的体制の概要

施設の名称及び所在地（移動施設にあっては、その概要及び移動の範囲）

落とし物センター 兵庫県神戸市〇〇区〇〇町〇番〇号

| | |
|--------------------|---|
| 物件の保管を行うための施設の概要 | <p>保管場所の面積 m^2</p> <p>保管場所の施錠の有無</p> <p>保管庫の施錠の有無</p> <p>保管庫のサイズ</p> |
| 物件の保管を行うための人的体制の概要 | <p>責任者</p> <p>委任者</p> <p>実務体制（職、人員数、役割）</p> <p>その他人員対策</p> |

(記載例)

委任状

株式会社〇〇〇〇 (兵庫県神戸市〇〇区〇〇町〇番〇号) に
おいて取り扱う拾得物に関する遺失物法(平成18年法律第73号)
に規定する事務の一切の権限を〇〇〇〇の職にある者に委任します。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

住所 兵庫県神戸市〇〇区〇〇町〇番〇号

名称 株式会社 〇 〇 〇 〇

代表者名 代表取締役社長

〇 〇 〇 〇

(記載例)

定款の原本証明のやり方

「原本証明」とは、原本を提出することができない書類について、その写しを提出する場合、確実に原本の写しであることを証明していただくものです。

次の文言を参考に、定款の写しの余白に直接記載してください。

この定款の写しは、原本と相違ないことを証明する。

令和〇〇年〇〇月〇〇日

兵庫県神戸市〇〇区〇〇町〇番〇号

株式会社 ○ ○ ○ ○

代表取締役社長

○ ○ ○ ○ (印)